会	長	会長代理	事務局長	係	長	主	查	係	員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月2日(金)午前9時

2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」 2階

3. 出席委員 (18人)

農業委員 (8名)

会長 8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 岩永 八大

4番 福江 晋

5番 川﨑 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (10名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

池田 保吉

中島 政秀

簗 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (推進委員1名)

蕪竹 敏治

4. 議事日程

議案第40号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定について(あっせん)

議案第46号 農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人

農地係長 杉本 久美子

主 事 石﨑 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容				
議長	おはようございます。ただ今から第10回総会を開会いたします。				
	本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員10名で、定足数に達してお				
	りますので、総会は成立しております。				
	今回の議事録署名者ですが、3番の岩永委員と4番の福江委員さんよろし				
	くお願いします。				
	それではさっそく審議に入りたいと思います。				
	本日の提出議案は、議案第40号が1件、議案第41号が2件、議案第4				
	2号が1件、議案第43号が1件、議案第44号が7件、議案第45号が1				
	件、議案第46号が1件となっています。				
	それでは議案第40号、農地法第18条第6項の規定による解約報告につ				
	いて、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。				
	お諮りします。				
	次の議案第40号1番と議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第				
	1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての番号 1 番は関連があ				
	りますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。				
	(異議なし)				

異議なしと認めます。

それでは、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された、澤山農業委員及び久我推 進委員から調査報告をお願いします。

澤山委員

まず、議案第40号の解約の件についててすが、貸人の方が太良にいらっしゃいましたが、事情があって〇〇に引っ越されています。借人の方は、お義父さんに対応していただいていますが、耕作できませんという事で、貸人に相談されたそうです。それから貸人の方が農業委員の私に誰か耕作してくれる人を見つけてくれという事で来られました。解約については、双方の意思確認をしています。

議案第44号1番については、3月28日の午前中に久我推進委員さんと借人の方と現地を見て回りました。

みかんにとっては、優良な園地で、すごくもったいないので、作ってもらえる方を緊急に探しましたところ、隣接地に借り手の方が作っておられたので、まず最初に相談に行きました。1人で作っているので、できるやろうかなという事を言われていたんですが、借人の方は遠い所に不適地もあって、こちらに集約したらどうですかという事でお勧めして、やってみようという事になりました。現地は解約された方の手が回らなくなって、少し荒れてきていたので、重機で伐根等してからお返しするという形で話をつけました。借人の方は、ここでまた、みかんを作るとの事です。賃借料については、前回と一緒で特になく、みかんを少しもらうというくらいで確認をしました。期間は10年でよろしくお願いしますとの事でした。以上です。

久我推進 委員 3月28日に澤山委員さんと、貸人の方と借人の方を交えてお話をしました。一緒に現地を見て回りまして、みかん畑でしたが、一部は荒れてましたが、まあまあ管理されていました。後は、澤山委員さんの言われたとおりです。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第40号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、1番は原案どおり認められました。

続きまして議案第44号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 異議なしと認めます。

したがって、1番は原案どおり認められました。

続きまして議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 議案第41号1番について、事務局の説明の前に、辻委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(辻委員離席)

議長

それでは議案第41号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。

築推進委 員

3月28日に秀島会長と譲受人と譲渡人と現地で説明を受けました。譲渡人の方がだいぶ高齢で、長男も亡くなられておって、どうしても耕作はできないという事で、譲受人の方にお願いされたようです。譲受人の方は、すぐ近くで基盤整備をきれいにされました。その時は、今回の土地は生活排水が少し流れ込むからということで遠慮されて、あとで何とかと思われていました。現在は、デコポンが生えている状態です。今回、息子さんも亡くなられて、譲渡人の兄弟さんやお嫁さんと協議された結果、全部処分したいという事で、2か所ありまして、家の下の方が傾斜度が7度くらいですね。もう一箇所が傾斜度が10度くらいあるんですが、大きい石とかもあるわけですよ。ですので、両方の土地の間の値段をとって、この売買金額になったそうです。以上でございます。

それでは、私の方から報告をします。今、築さんの言われたとおりでありますけれども、3年前にですね、1ha くらい根域栽培をして今は立派な園地になっておりますけども、その時にですね、今回の農地もお金は要らないから譲りますと言われたんですが、譲受人はまだ自分としても整備をしたところをやってみてからという事で思っておられました。しかし、今回どうしてもとお願いされて、でも、タダで良いと言われてもそれはできないからと、協議されて決められたそうです。

それでは議案第41号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、1番は原案どおり認められました。

(辻委員着席)

議長

続きまして議案第41号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告を お願いします。

築推進委 員

親子間の贈与ですけれども、譲渡人も親から譲り受けたのが、ちょうど自分の歳くらいだったという事で、そろそろ贈与をしたいという事で今回申請を出したそうです。土地の説明としては、写真の右の方はハウスになります。田んぼは〇〇小学校の上の方になります。あとは、みかん畑です。

議長

それでは、私の方から報告をさせていただきます。電話でお話したところ、 議案のとおり間違いないです、よろしくお願いしますとの事でした。

それでは調査報告が終わりましたので、議案第41号2番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、2番は、原案どおり認められました。

続きまして議案第42号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは議案第42号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第4条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。

築推進委員

これは、昨年、農用地利用計画の変更という事で、秀島会長と現地にて説明を受けたところです。今回、28日に会長と申請人と話を致しまして、現地は草が生えていていつでも工事着工できるような状態であります。もし、着工となった場合は、重量車両が通って路肩を壊さないように、排水の対策はよくよくしてくださいという事で言っております。

議長

続いて、私のほうから調査報告をします。

今、築さんの言われたとおり、周りの方に迷惑をかけないようにという事で、頼んでおります。近隣者の方や、区長さん、生産組合長からも説明をして了解をもらっているとの事でございました。

それでは調査報告が終わりました。1番について、ご異議ご意見ございませんか。

澤山委員

隣はマルチを張ってあるようですが、水の流れなど排水は大丈夫ですか。

築推進委 員

傾斜が逆になっておりまして、マルチの方か高くなっているので、大丈夫 です。流れる方は山になっている状況です。

議長

それでは1番について、ご異議ご意見ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。

続きまして議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは議案第43号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び池田推進 委員から調査報告をお願いします。

堤委員

昨日、代理人である行政書士の方に確認しました。前回分もまだ工事をしてなかったので、どうしてか聞いたところ、コロナの影響もあるが、荒れているところばかりなので、工事をするなら一緒にしたいという事です。今回の許可が下りたらすぐ始めますという事です。雨水の関係は下が水路になっていて農振除外の時にも問題ないということで良かったと思います。

池田推進委員

航空写真で見ても分かるとおり、竹やぶです。木と竹を切ってパイプ式の 太陽光をされるそうです。造成はしないそうです。

議長

それでは調査報告が終わりました。1番について、ご異議ご意見ございませんか。

水田委員

現地に行って調査はされましたか。

堤委員

中には入れないので、橋の上から確認をさせていただきました。

川﨑委員 下の方の道から行けるのじゃないですか。

池田推進 下の方からは無理です。下の方には下りてみましたけど無理です。 委員 上の方から切り開いて行かないと無理です。

川崎委員 資材搬入道路とかの計画はないのですか。運搬車で行くとか。そこらへん の計画はあるのですか。

池田推進 野暮に見えますが、道はあるそうです。軽トラックが入れば、ここの業者 委員 の太陽光は建てられますとの事です。

事務局 その道を整備しながら行くと聞いています。

川崎委員 現実的に考えて、細い道を利用して入っていった方がより近いのかなとは 思いますが、工事個所の手前にはほかの方の農地があるので、もし入るのな らその方たちの承諾も要るのかなと思いまして。

水田委員 私の意見としては、野暮になって道も分からないようなところで工事がで きるものかと思いますが。

> お話を聞いていると、この道を通ってそういう作業に入りますよというの を、はっきり示していただいた方がいいのではないですか。

そしたら、今のところ、どこを搬入に使うのかはっきりしていないという 事で、どう対応をするか決めたいと思いますけど。

継続審議として、搬入経路を示してもらう資料を提出して頂くことでよろ しいですか。

それでは、この件については継続審議とすることでよろしいですか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

辻委員

議長

事務局

議長

議長

したがって、1番は、継続審議し、資料の提出を求めます。

続きまして、議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃 借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したの で、審議並びに意見を求めます。

それでは議案第44号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 (議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、調査された、澤山農業委員及び久我推 進委員から調査報告をお願いします。

澤山委員 報告いたします。3月28日、日曜日の午前中に久我推進委員さんと貸し手の方、借り手の方を交えてお話を伺いました。現地は補助整備をされている水田でございまして、すぐ近くでも借り手の方が耕作されています。水田を作る必要な機械も、地区には機械利用組合があって、大型のトラクター、コンバイン、田植え機等が常備されていて、借り手の方はその世話人さんなので問題はございません。賃借料、期間については、議案書のとおり間違いありません。以上です。

久我推進 委員 3月28日に一緒にお話をしました。現地も確認し、間違いありません。 澤山委員さんの言われたとおりです。

議長調査報告が終わりました。

それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

したがって、2番は、原案どおり認められました。

お諮りします。

次の議案第44号3番から6番について、借り手が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご意義ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

それでは、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、まず3番と4番について調査された、 辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。

辻委員

事務局から提案がありました議案についてですが、調査日については3月28日です。3番と4番の貸し手は2人とも高齢という事で現地には来れないとのことでしたので、電話で確認して、よろしくお願いしますとの事です。3番の貸し手の方は、よく管理をしていただいている。継続更新ということで、無償という事を言われました。借り手さんに伝えたいことはありますかとお尋ねしたところ、良くして頂いているので、またこの3年間についてもよろしくお願いしたいという事でありました。4番の貸し手の方についても無償で継続更新という事でお願いしたいという事でした。また、現地を借り手の方に立ち会ってもらいながら見ましたけれども、階段工で管理が難しい面がある中で、よく管理をしていただいてるなと感じました。以前から借りているので、ほかのいい条件のところがあっても、ここを止めてほかのところにという事もできないという事で、継続して管理をしていきたいという事です。

榊原推進 委員 先程の報告のとおり、間違いありません。

議長

続きまして、5番及び6番について調査された、岩永農業委員及び池田推 進委員から調査報告をお願いします。

岩永委員

まず5番の方です。貸し手の方とは29日に会って確認しました。借り手の方も、議案のとおり間違いないとの事です。6番の貸し手の方についてもお話を聞きました。もともと、他の方に貸していて、買ってくれないか相談したが買えないということで、他に買い手がいないか探していたとの事です。今回、借り手の方に話があって、買う事はできないが借りてだったら作れるということで、この申請になったようです。

池田推進 委員 まず、5番についてですけども、写真の下の方の畑で作業している時に、貸し手の方からここもしてくれないかと相談があって、引き受けたそうです。 6番については、先ほど言われたとおりで、特に問題はないと思います。

議長

調査報告が終わりました。

それでは、3番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、3番は原案どおり認められました。

続きまして4番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、4番は原案どおり認められました。

続きまして5番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、5番は原案どおり認められました。

続きまして6番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、6番は原案どおり認められました。

続きまして議案第44号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。

築推進委員

28日の朝、貸し手の方の所に行って確認をしまして、間違いありませんという事です。現地の両隣は、借り手の方の畑となっております。以前は別の方が玉ねぎを作っておられたようですが、今回からは借り手の方に頼むようになったとの事です。今後はみかんを作っていくということで、3~4年は収穫までかかると思いますが、荒れ地になるより自分が引き受けたいとの事でした。以上です。

議長

続いて、私のほうから調査報告をさせていただきます。今、簗さんの言われたとおり頑張っていきたい、よろしくお願いしますという事でお話をさせていただきました。

それでは、調査報告が終わりました。 7番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、7番は、原案どおり認められました。

続きまして議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(農業経営基盤強化法による所有権移転)について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された、福江農業委員及び 内田推進委員から補足の説明はありませんか。

福江委員

特にありません。

内田推進

特にありません。

委員

議長

説明が終わりました。

それでは議案第45号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、1番は、原案どおり認められました。

続きまして、議案第45号、農地法施行規則第17条の規定に基づく別段 面積の検討について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

別断面積については、通常50aとなっていますが、太良町では平成23年7月から農地の有効利用を図る観点から新規参入者等の受け入れの促進により遊休農地の解消と発生防止に期するためという事で30aに設定されています。この別段面積については、毎年農業委員会で検討する事となっておりますので今回議案にあげております。今年度も30aでよいかの検討をお願いいたします。

中島推進

委員

近隣市町や県内の状況など分かれば教えてください。

事務局

本日の資料の中に、県内各市町の状況ということでお配りしております。 今、話した30aというところが一番左のところになります。色を付けているところと太良町が30aまで下げています。ほかの部分を説明しますと、真ん中の部分は宅地付き農地ということで、空き家バンクに登録された空き家・空地に付随する農地については一緒に売り出したいという方が多くいらっしゃるという事で、その農地については1㎡まで下限面積を下げている状況です。嬉野市さんについては5㎡となっています。また、一番右については、認定新規就農者等は20aとか10aで良いという設定をされている市町もあるようです。各市町の状況については以上です。

榊原推進 委員

宅地付き農地についても設定していった方がいいのではないかと思います。

事務局

それでは、宅地付き農地については設定した場合の事務の流れなども皆さんに提示しながら、今年度中の設定を目指していくという事で、今回は30aの部分を検討していただければと思います。

水田委員

施設園芸については、30aも要らないと思いますが。栽培品目毎に決めてもいいのではと思います。

事務局

その部分については、基本構想の見直しが今年度あるという事で、その決 定を待って考えていけたらと思います。

議長

それでは、今年度は別断面積を引き続き30aで設定しておいて、宅地付き農地等についての検討を随時進めていくという形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。他に、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第1 0回総会を閉会いたします。

委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうご ざいました。おつかれさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 4 月 2 日

 会
 長
 秀
 島
 克
 博

 議事録署名者
 岩
 永
 八
 大

 議事録署名者
 福
 江
 晋